

毎年10月は「土地月間」です

土地は、貴重な資源であり、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適切な土地の利用や管理、取引を行うことなどが定められています。

国土交通省では、土地の制度に関する理解を深めるきっかけになるよう、10月を「土地月間」と定めています。この機会に、土地の利用・管理について考えてみませんか？



『土地の取引など』

◇大規模な土地取引

国土利用計画法に基づき、一団で法定面積以上の土地売買等の契約を行った場合に届出が必要となります。

区域	面積	内容	担当課
都市計画区域内	5,000㎡以上	土地権利取得者は、契約締結日から14日以内に「土地売買等届出書」の提出が必要	市長公室企画課 67-1831
都市計画区域外	10,000㎡以上		

◇森林の土地の取得

区域	面積	内容	担当課
地域森林計画区域内	面積指定なし (※)	新たに土地の所有者となってから90日以内に「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要（相続等を含む）	農林水産部林務課 67-2121

※大規模な土地取引に基づく「土地売買等届出書」を提出する場合は不要

◇農地売買・農地転用

許可が必要な場合	内容	担当課
農地の売買・貸借	農地法に基づき農業委員会の許可が必要	農林水産部 農務水産課 67-1835
農地を農地以外の土地にする (農地転用)	農地法に基づき市の許可が必要	

『開発行為』

無秩序な開発を防ぐとともに適正な土地利用の推進を図るため、法律、県規則、市条例によって、これらに該当する開発には規制が設けられており、届出、協議などが必要です。

面積	内容	担当課
1,000㎡以上	市条例または指導要綱に基づき市との協定が必要	環境水道部環境課 67-1833
3,000㎡以上	都市計画法に基づき県の許可が必要（都市計画区域内） 市条例に基づき景観に関する届出が必要（市内全域）	建設部都市住宅課 67-1814
5,000㎡超 (地域森林計画区域内)	森林法に基づき県の許可が必要 ※太陽光発電設備を設置する場合	農林水産部林務課 67-2121
10,000㎡以上	県規則に基づき県と協議が必要	市長公室企画課 67-1831
	都市計画法に基づき県の許可が必要	建設部都市住宅課 67-1814
10,000㎡超 (地域森林計画区域内)	森林法に基づき県の許可が必要	農林水産部林務課 67-2121

詳しくは、郡上市または岐阜県のホームページをご覧ください。上記の担当課へお問合せください。